

(仮称) 新小松島小学校施設整備事業

募集要項

令和5年11月27日

小松島市

— 目 次 —

第 1	募集要項等の位置づけ	1
第 2	事業内容に関する事項	2
1	事業名称	2
2	学校施設等の管理者の名称	2
3	本事業の目的	2
4	基本方針	3
5	事業の内容	4
(1)	事業用地	4
(2)	事業の対象となる施設	5
(3)	契約の形態	5
(4)	事業期間	6
(5)	事業スケジュール	6
(6)	事業期間満了時の措置	6
(7)	事業の対象範囲	7
(8)	事業者の収入	7
(9)	光熱水費の負担	8
(10)	遵守すべき法制度等	8
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	12
1	募集及び選定方法	12
2	優先交渉権者の選定に関する事項	12
(1)	選定審査会の設置	12
(2)	審査方法	12
(3)	審査項目等	12
3	募集及び選定の手順	13
(1)	募集及び選定スケジュール	13
(2)	募集手続等	13
4	提案上限価格	17
(1)	提案上限価格	17
(2)	提案価格の算定方法	17
5	参加者の備えるべき参加資格要件	17
(1)	参加者の構成等	17
(2)	参加者の参加資格要件	18
(3)	参加資格要件の確認基準日	22
(4)	構成員の変更	22
6	提案書類の取扱い	22
(1)	著作権	22

(2)	特許権等	23
第 4	契約等に関する事項	24
1	基本協定の締結	24
(1)	締結時期	24
(2)	基本協定を締結しない場合	24
2	契約の枠組み	24
(1)	対象者	24
(2)	締結時期	24
3	契約保証金	25
4	代表企業の取扱い	25
5	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	25
第 5	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	25
1	責任分担に関する基本的な考え方	25
2	予想されるリスクと責任分担	25
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1	法制上の措置	26
2	税制上の措置	26
3	財政上及び金融上の支援	26
第 8	その他	26
1	議会の議決	26
2	参加に伴う費用負担	26
3	本事業において使用する言語、通貨単位等	26

第1 募集要項等の位置づけ

この募集要項は、小松島市（以下「市」という。）が実施する（仮称）新小松島小学校施設整備事業（以下「本事業」という。）について事業の内容を示すものである。また、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、本事業に参加しようとする者（以下「参加者」という。）を対象に参加の要件等を示すものである。

募集要項とともに配付する次の資料を含め、「募集要項等」と定義する。参加者は募集要項等の内容を熟知の上、本事業に参加するものとする。

- 要求水準書（別紙、閲覧資料を含む）：市が事業者に要求する具体的な設計、建設及び維持管理のサービス水準を示すもの。
- 事業者選定基準：参加者から提出された提案書類を評価する基準を示すもの。
- 様式集：提案書類の作成等に使用する様式を示すもの。
- 基本協定書（案）：特定事業契約の締結及び本事業の適切かつ円滑な実施に向けて、市と優先交渉権者との間の基本的な協約事項を示すもの。
- 特定事業契約書（案）：設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務のそれぞれの実施に係る契約。設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約及び維持管理業務委託契約の4つの契約を総称して又は個別に「特定事業契約」という。
- 実施方針等：令和5年8月25日付で公表した実施方針、要求水準書（案）、様式及び別紙。令和5年9月25日に公表した実施方針等に関する質問への回答及び実施方針等に関する意見への回答を含む。

なお、募集要項等と公表している実施方針等に相違のある場合は、募集要項等の内容を優先するものとし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等によるものとする。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名称

(仮称) 新小松島小学校施設整備事業

2 学校施設等の管理者の名称

小松島市長 中山俊雄

3 本事業の目的

市では、全国的な少子化の傾向と同様に児童数が年々減少しており、市内小学校においてはクラス替えができない「1 学年 1 学級」の学校が大半を占める状況となっている。このまま小学校の小規模化が進んだ場合、教育条件、教育環境、学校運営等に様々な影響が懸念されることから、小学校の規模の適正化をめざし、検討を進めてきた。

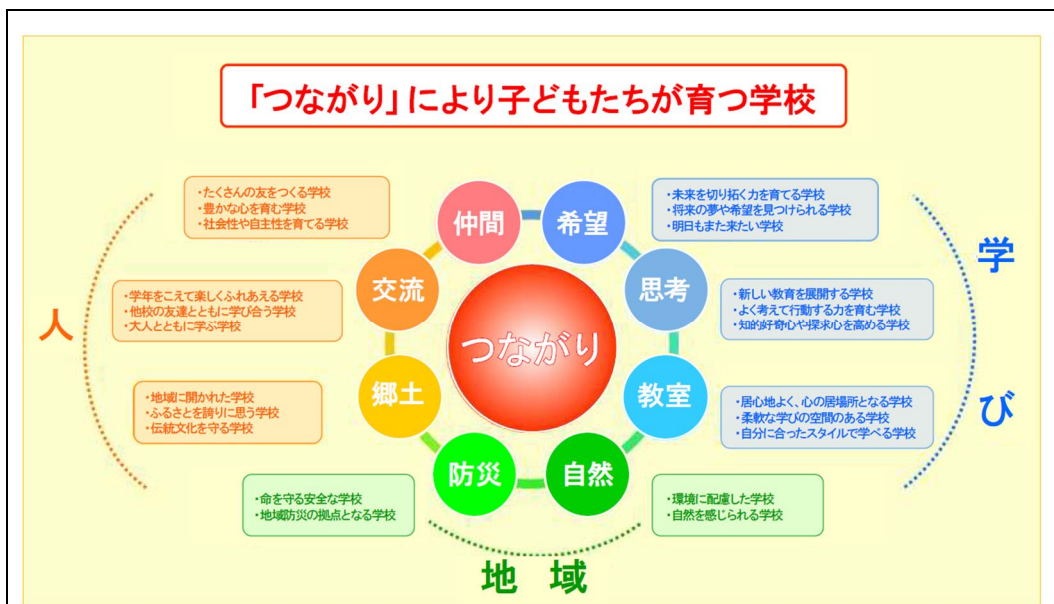
令和3年度には「小松島市立学校再編実施計画」を、令和4年度には「小松島市新小学校施設整備基本計画」を策定し、(仮称) 新小松島小学校(小松島小学校、南小松島小学校、千代小学校及び芝田小学校の再編校)と(仮称) 新小松島南小学校(立江小学校、榎淵小学校、坂野小学校及び新開小学校の再編校)の施設整備に関する基本計画をまとめた。

本事業においては、再編の一枚目となる「(仮称) 新小松島小学校」を整備し、市が掲げる学校教育に係る基本目標「未来を担う人を育てる」を柱とした新たな時代を生きる子どもたちの「生きる力」を育む教育環境の実現をめざすこととしている。また、小学校の再編に当たっては、「学び」、「人」、「地域」が一つに融合したつながりをつくることを重視し、「『つながり』により子どもたちが育つ学校」づくりに取り組んでいく。

なお、本事業は、民間事業者のノウハウ等を活かした効率的な施設整備及び維持管理をめざし、施設整備及び維持管理を一体として発注するDBO(Design Build Operate)方式にて実施するものである。

4 基本方針

本事業の実施にあたっての基本方針は、次のとおりである。



方針1：安全安心な学校施設（希望、教室）

よりよい学習環境及び生活環境を確保し、子どもたちにとって快適で居心地のよい居場所、明日もまた行きたいと思うことのできる学校づくりをめざす。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、施設の安全性や防犯性にも配慮する。

方針2：新しい時代に対応した教育（思考、教室、仲間、交流）

社会の変化に対応した新しい教育や多様な学びのかたちに柔軟に対応するとともに、子どもたちが集い、学び合うことのできる空間を創造し、身近な人だけでなく、離れた人や学校とも交流や学習のできる教育環境をめざす。

方針3：地域との連携（郷土、交流、希望）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動や伝統文化の継承、地域学習等学校と地域が連携・協働し、子どもたちを見守り、ふれあいながらともに活動できる教育環境をめざす。

方針4：地域・防災への配慮（防災）

子どもたちだけでなく、保護者や地域住民にとっても安全で利用しやすい施設となるよう、津波や水害等の自然災害に強く、地域における避難場所兼避難所として防災機能の充実を図るとともに、周辺の道路事情や交通状況を考慮した周辺環境整備をめざす。

方針5：ひとや地球環境にやさしい環境整備（自然、仲間）

誰もが安心して快適に使うことができるよう施設のバリアフリー化を図るとともに、ZEBを見据えた先進建築物として、施設内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化を推進するなど、人と地球にやさしい施設整備をめざす。

5 事業の内容

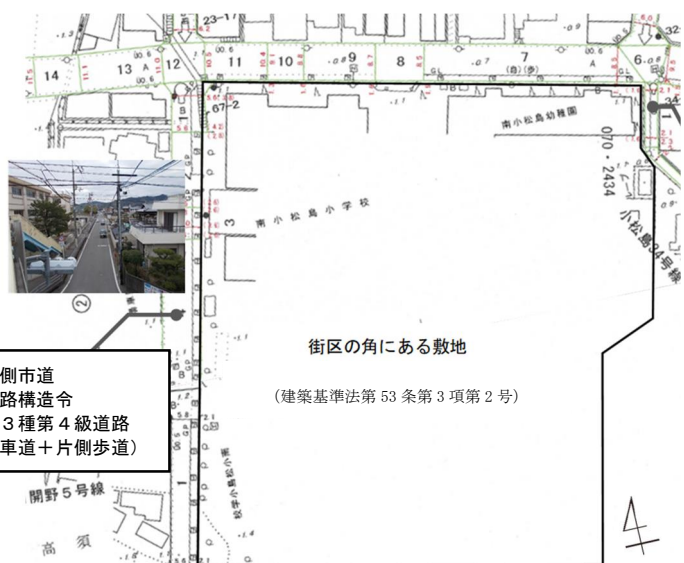
(1) 事業用地

現南小松島小学校及び現南小松島幼稚園敷地

（以下、現南小松島小学校を「既存小学校」といい、現南小松島幼稚園（放課後児童クラブを含む）を「既存幼稚園」という。）

詳細は次のとおりである。

所在地	小松島市小松島町字高須 36 番地
敷地面積	敷地合計：17,013m ² （施設台帳より） 既存小学校敷地：15,038m ² （施設台帳より） 既存幼稚園敷地：1,975m ² （施設台帳より）
都市計画区域	都市計画区域
区域区分	市街化区域
用途地域 （その他）	第一種中高層住居専用地域 （高度地区指定なし） （地区計画指定なし）
防火地域	指定なし
容積率	200%
建蔽率	60%+10%（特定行政庁の定める角地） *徳島県 建築基準法施行細則第10条
高さ制限	道路斜線制限/隣地斜線制限
日影規制	4時間-2.5時間 測定面高さ：4m
下水道設備	整備なし
塩害対策	必要（瀬戸内海沿岸、海から1km以内）

<p>周辺道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の周辺道路状況は下図のとおりである。 ・敷地西側市道については本事業の実施に合わせて敷地内側に市が拡幅工事を実施する予定である。拡幅工事の内容については、「要求水準書 別紙1 敷地西側道路拡幅想定図」を参照すること。 <p>建築基準法第42条第1項第1号道路 北側 市道 幅員 11m 西側 市道 幅員 6m</p> <p>建築基準法第42条第2項道路 東側 市道 幅員 2m</p>  <p>※敷地面積は西側市道の拡幅により減少するため、これに配慮した配置計画とすること。拡幅は西側敷地境界線から約2m敷地内側を想定する。</p>
-------------	--

(2) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、次のとおりとする（以下、これらを総称して「本施設」という）。ア～エに掲げる施設は、同一の棟での整備を可とする（以下、ア～エを総称して「校舎等」という。）。

- ア 校舎
- イ 屋内運動場
- ウ 地域交流スペース
- エ 放課後児童クラブ
- オ 校庭
- カ 外構

(3) 契約の形態

市は、本事業について事業者には設計業務、建設業務、工事監理業務及び維持管理業務を一括で発注するために、本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

市は基本協定に基づき、事業者のうち設計業務を担当する者と本事業に係る設計業務委託契約を、建設業務を担当する者と本事業に係る建設工事請負契約を、工事監理業務を担当する者と本事業に係る工事監理業務委託契約を、維持管理業務を担当する者と維持管理業務委託契約を締結する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、設計業務委託契約締結日から令和 24 年 3 月 31 日までとする。

(5) 事業スケジュール

本事業においては、工事期間を二期に分けて実施する。

一期工事として校舎等の整備を行ったのち、市にて本事業に含まれない什器・備品の調達及び既存小学校から本施設への什器・備品の移設等の開校準備を行い、令和 9 年 4 月 1 日から供用開始とする。その後二期工事として、既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の解体と校庭及び外構の整備を実施する。

基本協定締結	令和 6 年 6 月
事業期間	設計業務委託契約締結日～令和 24 年 3 月 31 日
設計期間	設計業務委託契約締結日～令和 7 年 7 月 31 日 ※完了検査は令和 7 年 7 月中旬に実施予定
一期工事期間	一期工事（校舎等の整備）： 令和 7 年 8 月中旬～令和 9 年 3 月上旬（校舎等引渡し日） 開校準備： 校舎等引渡し後～令和 9 年 3 月 31 日 ※仮設校舎は整備せず、既存小学校及び既存幼稚園を運用しながら一期工事を行う。
供用開始日	令和 9 年 4 月 1 日
二期工事期間	二期工事（既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の解体、校庭及び外構の整備）： 令和 9 年 4 月 1 日～令和 9 年 12 月 28 日
維持管理期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 24 年 3 月 31 日（15 年間）

(6) 事業期間満了時の措置

ア 事業者は、事業期間満了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能及

び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継ぐこと。

イ 事業者は、事業期間満了後に市が本施設について継続的に維持管理を行うことができるよう、事業期間満了の約 2 年前から事業期間満了後の本施設の維持管理に係る必要事項や申し送り事項、その他の関係資料を市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間満了以外の事由による本事業の終了時の対応については、基本協定及び維持管理業務委託契約書において示す。）。なお、必要に応じて、事業期間満了後の当該施設の維持管理業務につき事業者と協議する場合がある。

(7) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務（現況測量や地盤調査、土壌調査等）
- (イ) 基本設計及び実施設計業務
- (ウ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (エ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 建設業務

- (ア) 建設業務
- (イ) 既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の解体・撤去業務
- (ウ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 工事監理業務
- (イ) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- (ウ) 外構等維持管理業務
- (エ) 環境衛生・清掃業務
- (オ) 警備保安業務
- (カ) 修繕業務
- (キ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(8) 事業者の収入

市は事業者との間で締結する特定事業契約に従い、事業者に対して対価を支払う。

ア 設計業務の対価

設計業務にかかる対価の支払いは、中間払及び完了払とする。

なお、中間払は基本設計完了時とし、事業者の請求に応じて支払うことができるものとする。

請求及び支払い方法については、「設計業務委託契約書（案）」に記載する。

イ 建設業務の対価

建設業務にかかる対価の支払いは、前金払、部分払、中間前金払及び完了払とする。

請求及び支払いの方法については、「建設工事請負契約（案）」に記載する。

ウ 工事監理業務の対価

工事監理業務にかかる対価の支払いは、契約期間の日数を年度ごとの日数割した金額（消費税抜きの金額で契約最終年度以外は 1,000 円未満の端数を切り捨てして消費税を乗じた額とし、契約最終年度は契約金額から最終年度以外の金額を除いた金額）を年度ごとに支払うものとし、前金払及び中間前金払は行わないものとする。

請求及び支払い方法については、「工事監理業務委託契約（案）」に記載する。

エ 維持管理業務の対価

維持管理業務にかかる対価の支払いは、総額を維持管理期間の月数で除した額に 3 を乗じて算出された金額を、四半期ごとに業務等の履行状況が確認された後、支払うものとする。なお、小数点以下の端数が出た場合は、協議により決定することとする。

請求及び支払い方法については、「維持管理業務委託契約（案）」に記載する。

(9) 光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費は、市が負担する。

なお、環境負荷低減に寄与し、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

(10) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令等】

- ・ 建築基準法

- ・ 都市計画法、都市再生特別措置法、道路法、駐車場法、都市緑地法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 児童福祉法
- ・ 学校教育法、学校給食法、学校保健安全法、学校図書館法
- ・ 教育基本法、子ども・子育て支援法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- ・ 文化財保護法
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律
- ・ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- ・ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、浄化槽法、瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法、土壌汚染防止法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法、振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 屋外広告物法
- ・ 災害対策基本法
- ・ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ・ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ・ その他関連法令・規則・通達等

【条例・上位計画等】

- ・ 徳島県建築基準法施行条例・施行細則
- ・ 小松島市建築基準条例・施行細則
- ・ 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
- ・ 小松島市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 小松島市第6次総合計画後期基本計画
- ・ 小松島市公共施設等総合管理計画
- ・ 小松島市公共施設個別施設計画

- ・ 小松島市公共施設個別施設計画（学校施設編）
- ・ 小松島市都市計画マスタープラン
- ・ 小松島市緑の基本計画
- ・ 徳島県生活環境保全条例
- ・ 小松島市地域防災計画
- ・ 小松島市火災予防条例
- ・ 小松島市地域公共交通計画
- ・ 小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）
- ・ 小松島市国土強靱化地域計画
- ・ 小松島市立学校再編基本計画
- ・ 小松島市立学校再編実施計画
- ・ 小松島市新小学校施設整備基本計画
- ・ 小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 小松島市教育大綱（第2期）
- ・ 学校再編に関するアンケート-結果報告書-（令和3年度）
- ・ 市が作成した各種関連計画
- ・ その他関連条例及び計画

【要綱・基準等】

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- ・ 放課後児童健全生育事業の設備及び運営に関する基準
- ・ 学校施設の確保に関する政令
- ・ 高齢者、障害者等の遠隔な移動等に配慮した建築設計標準（ガイドライン）
- ・ 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル

- ・ 学校給食室における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- ・ 学校図書館施設基準
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ・ 津波避難ビル等の構造上の要件の解説
- ・ 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して構造方法等を定める件
- ・ 防災・減災避難誘導標識システムガイドブック
- ・ 都市再生整備計画関連事業ハンドブック
- ・ その他関連要綱及び基準

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 選定審査会の設置

優先交渉権者の選定に当たり、市は学識経験者等で構成する（仮称）新小松島小学校施設整備事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。選定審査会は、募集要項等の検討を行うとともに、参加者から提出された提案書類の審査を行う。

選定審査会の委員は次のとおりである。

氏名	所属	役職等
小川 宏樹	徳島大学 理工学部 社会基盤デザインコース	教授
前田 洋一	鳴門教育大学 大学院学校教育研究科 高度学校教育実践専攻 教職大学院 学校づくりマネジメントコース	特命教授
白山 敦子	徳島大学 大学院 社会産業理工学研究部 理工学域 社会基盤デザイン系（防災科学）	講師
蔭山 真応	小松島市	副市長
小野寺 勉	小松島市教育委員会	教育長

(2) 審査方法

「事業者選定基準」に従い審査を行うものとし、提案内容及び提案価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

(3) 審査項目等

審査項目は次のとおりとする。詳細は「事業者選定基準」を参照すること。

参加資格審査		・参加者の資格の有無の審査
提案審査	基礎項目審査	・要求水準書の要求水準に未達の無いこと ・募集要項及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと
	加算項目審査	・事業全般に関する事項 ・設計業務に関する事項 ・建設・工事監理業務に関する事項 ・維持管理業務に関する事項 ・価格評価点の算定

3 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	事業者選定手順
令和5年11月27日	募集要項等の公表
令和5年12月5日	募集要項等に関する説明会及び現地説明会
令和5年12月13日	募集要項等に関する質問の受付締切（第1回）
令和5年12月27日	募集要項等に関する質問に対する回答（第1回）
令和6年1月10日～12日	募集要項等に関する個別対話
令和6年1月15日～19日	参加表明書等の受付期間
令和6年1月下旬	参加資格審査結果の通知
令和6年2月16日	募集要項等に関する質問の受付締切（第2回）
令和6年3月1日	募集要項等に関する質問に対する回答（第2回）
令和6年4月11日～12日	提案書類の受付期間
令和6年5月	優先交渉権者の決定
令和6年6月	基本協定・設計業務委託契約の締結

(2) 募集手続等

ア 担当窓口

募集手続についての市の窓口を次のとおり定める。

小松島市教育委員会

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19

TEL：0885-38-7300

FAX : 0885-32-2126

E-mail : saihen@city.komatsushima.i-tokushima.jp

イ 参加に関する手続き

(ア) 募集要項等の説明会及び現地説明会

本事業に対する民間事業者の参入の促進に向けて、募集要項等の説明会及び現地説明会を次のとおり実施する。

- a 受付期間： 令和5年11月27日（月）から12月4日（月）16時まで
- b 受付方法： 「様式1 募集要項等に関する説明会及び現地説明会参加申込書」に記入の上、第3/3/(2)/ア担当窓口に電子メールにより提出すること。
- c 開催日時： 令和5年12月5日（火）13時30分～
- d 開催場所： 小松島市教育委員会
〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19

(イ) 募集要項等に関する質問の受付、回答（第1回）

募集要項等に記載した内容に対する質疑回答を次のとおり実施する。

- a 受付期間： 令和5年11月27日（月）から12月13日（水）16時まで
- b 受付方法： 様式2-1①「募集要項等に関する質問書（第1回）」に記入の上、第3/3/(2)/ア担当窓口に電子メールにより提出すること。
- c 回答： 令和5年12月27日（水）に市ホームページへの掲載にて公表する。

(ウ) 募集要項等に関する個別対話

募集要項等に関する十分な意思疎通を図ることを目的として、募集要項等に関する民間事業者との個別対話の場を設ける。

個別対話の内容については、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加資格者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものを除き、市ホームページで公表する予定である。

- a 受付期間： 令和5年12月25日（月）から12月27日（水）16時まで
- b 受付方法： 様式2-2「個別対話参加申込書」に記入の上、第3/3/(2)/ア担当窓口に電子メールにより提出すること。
- c 開催日： 令和6年1月10日（水）から1月12日（金）
- d 開催場所： 小松島市教育委員会
〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19

(エ) 参加表明書の受付、資格審査結果の通知

参加者は、「様式集」に定める「様式 3-1」から「様式 3-9」までの提出書類（以下「参加表明書等」という。）を次のとおり提出すること。

a 受付期間： 令和 6 年 1 月 15 日（月）から 1 月 19 日（金）16 時まで

b 受付場所： 小松島市教育委員会

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港 9 番地の 19

c 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、提出日時について事前に担当窓口へ連絡の上、持参時間を調整すること。

郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、a の受付期間内に必着とすること。

d 提出書類：

様式番号	書類名	部数
3-1	参加表明書	1 部
3-2	参加グループ構成表	
3-3	委任状（代表企業）	
3-4	委任状（受任者）	
3-5	参加資格審査申請書（設計企業）	
	・添付書類	
3-6	参加資格審査申請書（建設企業）	
	・添付書類	
3-7	参加資格審査申請書（工事監理企業）	
	・添付書類	
3-8	参加資格審査申請書（維持管理企業）	
	・添付書類	
3-9	参加資格審査申請書（その他企業）	
	・添付書類	

(オ) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和 6 年 1 月下旬に代表企業に対して書面で通知する。

(カ) 参加資格がないとされた理由の説明要求受付

参加資格がないと認められた参加者の代表企業は、次のとおりその理由について書面（任意様式。ただし、代表企業印を要する。）により市に説明を求めることができる。

a 受付期間： 参加資格審査結果の通知日から 2 月 9 日（金）16 時まで

- b 受付場所： 小松島市教育委員会
〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19
 - c 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、aの
受付期間内に必着とすること。
 - d 回答： 説明請求に対する回答は、令和6年2月22日（木）までに代表
企業に対して書面により通知する。
- (キ) 募集要項等に関する質問の受付、回答（第2回）
募集要項等に記載した内容に対する質疑回答を次のとおり実施する。
- a 受付期間： 令和6年2月13日（火）から2月16日（金）16時まで
 - b 受付方法： 様式2-1②「募集要項等に関する質問書（第2回）」に記入
の上、第3/3/(2)/ア担当窓口にて電子メールにより提出するこ
と。
 - c 回答： 令和6年3月1日（金）に市ホームページへの掲載にて公表す
る。
- (ク) 提案書類の受付
参加資格者は、本事業に関する提案内容を記載した提案書類を次のとお
り提出すること。
- a 受付期間： 令和6年4月11日（木）から12日（金）16時まで
 - b 受付場所： 小松島市教育委員会
〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19
 - c 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
持参の場合は、提出日時について事前に担当窓口へ連絡の
上、持参時間を調整すること。
郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、aの
受付期間内に必着とすること。
期限を過ぎた場合は、受付しない。
 - d 提出書類： 様式集による。
- (ケ) 優先交渉権者の決定
選定審査会にて、参加者から提出があった提案書類を審査し、最も優れて
いると認めた参加者を最優秀提案者として選定し、市は選定審査会の結果
を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(コ) 選定結果の通知

選定結果は、優先交渉権者の決定後速やかに、全ての参加者に対して書面で通知する。

(ク) 結果の公表

選定結果及び選定評価の内容は、市ホームページにて公表する。

4 提案上限価格

(1) 提案上限価格

本事業の上限価格は次のとおりとする。提案金額が上限価格を超過する場合は失格とする。

消費税及び地方消費税の額を含む価格 6,645,000 千円

消費税及び地方消費税の額を除いた価格 6,040,000 千円

(2) 提案価格の算定方法

市が支払う対価の合計を提案価格とすること。提案価格は設計業務費、建設業務費、工事監理業務費及び維持管理業務費の内訳も算定すること。

5 参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 参加者の構成等

ア 参加者は、本事業の設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、本事業の建設業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、本事業の工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）及びその他業務を行う企業（設備企業、厨房機器企業等の各業務の一部のみを担う企業を想定する。以下「その他企業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとする。なお、その他企業の配置は任意とする。

イ 参加者は、代表企業を定めること。代表企業は、参加手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、事業期間中の市との調整・協議等における窓口を担うほか、本事業に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとする。

ウ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、建設企業と工事監理企業を同一のものが兼ねることはできない。また、両者の間に次の A、B 及び C のいずれかに該当する関係がある場合には、一方が建設企業、他方が工事監理企業として参加することはできない。

A 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項の規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

- a. 親会社（会社法第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係がある場合
- b. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

B 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

- a. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b. 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第84条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

C その他参加の適正さが阻害されると認められる場合

A又はBと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

エ 一参加グループの構成員は他の参加グループの構成員になることはできない。また、一参加グループの構成員とウのA、B及びCのいずれかに該当する関係がある者は、他の参加グループの構成員となることはできない。

オ 参加グループの構成員は、受託又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は請け負わせることができるが、その際は当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

カ 参加グループの構成にあたり、市内に本社又は本店、支店、営業所がある者を積極的に採用すること。また、下請契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。

(2) 参加者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

参加グループの構成員は、次の参加資格要件を全て満たすこと。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (ウ) 直近1年間において法人税、事業税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していないこと。
- (エ) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受

- けていないこと。なお、参加資格者名簿に登録されていない者は、国（独立行政法人を含む）又は他の地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - (カ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
 - (キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (ク) 次に示す者と 5（1）ウの A、B、C いずれかに該当する関係がないこと。
 - a 選定審査会の委員、又は委員が属する企業
 - b 本業務に係るアドバイザー
 - ・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
 - ・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4
 - (ケ) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
 - (コ) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

イ 業務実施企業の参加資格要件

参加グループの構成員のうち設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業は、それぞれ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の要件を満たすこと。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の a から d までの要件を満たすこと。ただし、設計企業が複数である場合は、そのうちの 1 者は a から d までの要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 最新の小松島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者であること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- c 1 棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号による面積）が 6,000m²以上の建築（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 項第 13 号による建築をいう（新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれない。））に係る設計業務で、平成 20 年 4 月 1

日から募集要項等公表日までの間に業務が完了したものについて、履行実績を有する者であること。ただし、受注形態については、単体であるか共同企業体であるかは問わない。

- d 提案書類提出締切日において設計企業と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、一級建築士免許を保持する者を管理技術者として、配置できる者であること。

(イ) 建設企業

建設企業は、次のaからeまでの要件を満たすこと。ただし、建設企業が複数である場合は、そのうちの1者はaからeまでの要件を満たし、他の者はa、b及びfの要件を満たすこと。

- a 最新の小松島市建設工事一般（指名）競争入札参加資格業者名簿に建設工事の種類が「建築一式工事」で掲載されている者であること。

- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

- c 次の要件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号による建築をいう。）工事の元請けとして、平成20年4月1日から募集要項等公表日までの間に完成し、引き渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合であること。

(a) 1棟の延べ面積が6,000m²以上であること。

(b) 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと。

※建築とは、新築、増築、改築又は移転をいい、改修工事は含まれないので注意すること。

- d 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。なお、この工事は、建築業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

(a) 一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者

(b) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に限る。）及び同法第26条第5項の規定による監理技術者講習修了証を有する者

(c) 提案書類提出締切日において建設企業と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者

- e 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（参加資格審査申請書及び参加資格確認資料の提出日前1年7ヶ

月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。)の「建築一式工事」の総合
評定値(経営事項審査結果の総合評点)が1,500点以上の者であること。

f 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定
値通知書(参加資格審査申請書及び参加資格確認資料の提出日前1年7ヶ
月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。)の「建築一式工事」の総合
評定値(経営事項審査結果の総合評点)が700点以上の者であること。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次のaからdまでの要件を満たすこと。ただし、工事監
理企業が複数である場合は、そのうちの1者はaからdまでの要件を満た
し、他の者はa及びbの要件を満たすこと。

a 最新の小松島市一般(指名)競争入札参加資格者名簿(測量・建設コン
サルタント等業務)に登載されている者であること。

b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項及び第3項の規定に
基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

c 1棟の延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2項第
4号による面積)が6,000m²以上の建築(建築基準法(昭和25年法律第201
号)第2項第13号による建築をいう(新築、増築、改築又は移転をいい、
改修工事は含まれない。))に係る実施設計業務又は工事監理業務で、平成
20年4月1日から募集要項等公表日までの間に業務が完了したものについ
て、履行実績を有する者であること。ただし、受注形態については、単体
であるか共同企業体であるかは問わない。

d 提案書類提出締切日において工事監理企業と3ヶ月以上の直接的かつ恒
常的な雇用関係にあり、一級建築士免許を保持する者を管理技術者として、
配置できる者であること。

(エ) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たすこと。維持管理企業が複数である場合
は、全ての者が次の要件を満たすこと。

a 最新の市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている
こと。

b 業務を実施するために必要となる資格(許可、登録、認定等)及び資格
者を有すること。

(オ) その他企業

上記(ア)～(エ)に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者

として参加するものとする。その他企業は、次の要件を満たしていること。
なお、その他企業に該当する者は市の競争入札参加資格を有することを必須としない。

a 業務を実施するために必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

ウ 市の競争入札参加資格を有していない事業者の参加に関する措置

市の競争入札参加資格を有していない事業者であっても、次に掲げる書類を参加表明時までに市に提出し、参加が適当であると認められた場合には、本事業の参加においてのみ、競争入札参加資格を有しているものとみなす。

(ア) 提出書類

- a 法人又は個人の公的証明書（登記事項証明書等）
- b 納税証明書（直近1年分。未納がないことを確認できるもの）
- c 誓約書
- d その他審査に必要な書類

(イ) 提出先

小松島市教育委員会

〒773-0001 徳島県小松島市小松島町字新港9番地の19

(3) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加資格審査結果の通知日とする。なお、参加資格審査結果の通知日から基本協定締結までの期間に、参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

ただし、市との協議の上、参加資格要件を欠いた企業に代わって参加資格要件を満たす企業が補充され、事業実施に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、代表企業以外の変更を可能とする。

(4) 構成員の変更

参加資格審査結果の通知日から提案書類提出日までの間、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

6 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要

と認めるときは、市は提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、特定事業契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案書類において特許権や、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料や、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として参加者が負うものとする。

第4 契約等に関する事項

1 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、特定事業契約の締結に先立ち、「募集要項」、「要求水準書」、「提案書類」及び「基本協定書（案）」に基づき基本協定を締結するものとする。

(1) 締結時期

令和6年6月

(2) 基本協定を締結しない場合

ア 市は、優先交渉権者が基本協定の締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合には、基本協定を締結しないことができる。ただし、基本協定の締結日において、再度、参加資格要件を満たす場合を除くものとする。

イ 優先交渉権者と基本協定を締結しない場合は、選定審査会の審査順位の高い参加者から順に協議を行うこととする。

2 契約の枠組み

市と事業者は、次のとおり特定事業契約を締結する。

(1) 対象者

設計業務委託契約： 設計企業

建設工事請負契約： 建設企業

工事監理業務委託契約： 工事監理企業

維持管理業務委託契約： 維持管理企業

※その他企業と市が締結する契約は、担当する業務によるものとする。

※契約の内容は特定事業契約書（案）によるものとする。

(2) 締結時期

設計業務委託契約： 令和6年6月

建設工事請負契約： 実施設計が完了し、建築確認申請の許可が見込まれる時点
(令和7年度中を予定： 議会の議決が必要)

工事監理業務委託契約： 工事請負契約が議会で議決された日以降
(令和7年度中を予定)

維持管理業務委託契約： 令和8年度中を予定

3 契約保証金

事業者は、特定事業契約の定めに基づき、契約保証金を納付するものとする。

4 代表企業の取扱い

事業期間内において、市が認める場合には、基本協定に基づき、事業者グループ内で代表企業を交替することができるものとする。

5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

基本協定又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市及び事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が調わない場合には、特定事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、特定事業契約に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、市と事業者で適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスを提供することをめざしている。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び市が対応すべきと認められるリスクについては、市が責任の一部又は全部を負担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市及び事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については特定事業契約を前提とし、詳細については基本協定書（案）及び特定事業契約（案）のとおりとする。

なお、市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、業務実施の遅延、業務水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合の措置は、「基本協定書（案）」及び「特定事業契約書（案）」によるものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

第8 その他

1 議会の議決

市は建設工事請負契約の締結に関する議案を、設計業務が完了したのち議会に提出する予定である。

2 参加に伴う費用負担

公募への参加に伴う費用は、全て参加者の負担とする。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。